

— 魅力あるシルバー人材センターを目指して —

会 員 (派遣労働者)

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は派遣労働会員として登録します。
- 派遣労働登録会員はシルバー人材センターと労働契約を結び、労働契約に基づき就業します。
- 就業の範囲は次のとおりです。

臨時的かつ短期的な就業(月10日程度)

又は

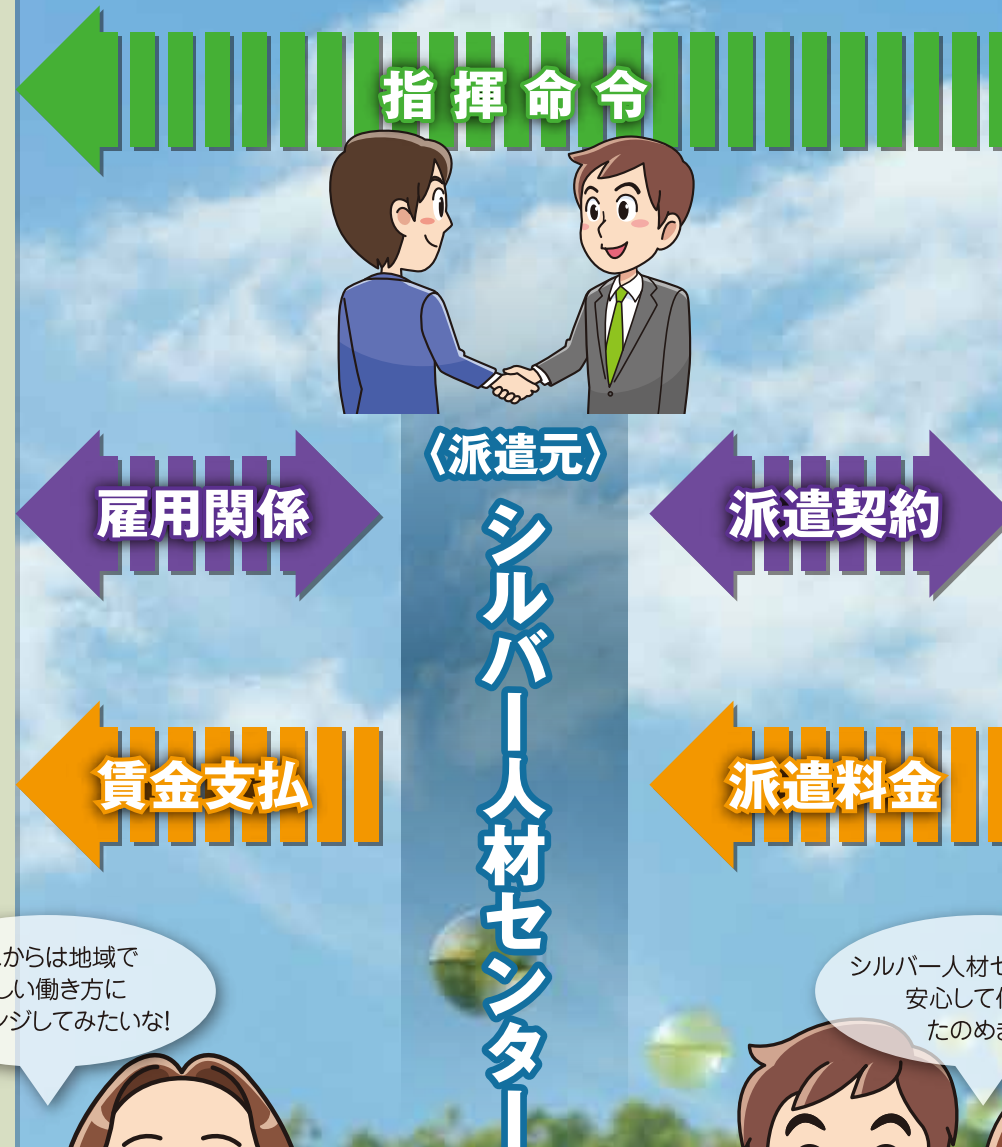
その他の軽易な業務に係る就業
(週20時間程度)

- 派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、シルバー人材センターから「賃金」として支払います。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用はありません。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は就業をやめていただくことがあります。
- 受託事業、派遣事業双方で就業することができます。



これからは地域で新しい働き方にチャレンジしてみたいな!

シルバー派遣事業のしくみ



指揮命令

〈派遣元〉

シルバー人材センター

雇用関係

派遣契約

賃金支払

派遣料金

事業主 (派遣先)

- 働く意欲のある経験豊かな会員を派遣します。対応できる会員がない場合は、派遣出来ない場合もあります。
- 危険、有害と判断される業務には応じられません。
- 一契約の契約最長期間は、原則一年になります。
- 派遣できる業務には、適用除外業務(※1)や派遣可能期間等の制限(※2)があります。
- 派遣労働会員は、派遣先の指揮命令を受けて業務にあたります。
- 事前の面接や履歴書の送付の要請等会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- 派遣利用料金はシルバー人材センターにお支払いいただきます。
- 派遣会員の故意または重大な過失により生じたもの以外法律上の賠償責任はシルバー人材センターに発生しません。



シルバー人材センターなら安心して仕事ができます!

※1: 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務には派遣出来ません。

※2: 受入期間制限政令で定める26業務、日数限定業務等以外の自由化業務は原則1年間で最長3年間までの派遣期間となる。